

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属の対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドミウムが、又、農作物の生育上問題があるものとして銅、砒素が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1mg/kg以上、銅については土壌中の含有量125mg/kg以上、砒素については土壌中の含有量15mg/kg以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山である。〔岩美鉱山〕明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約140ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1mg/kg以上を含む玄米は認められなかった。

また、土壌については、昭和54～60年にかけて実施した調査で米の収量に影響があると判断される125mg/kg以上の銅を含む土壌が181地点中92地点あり、この調査結果に基づき、小田川地域の農用地53.4ha（台帳面積）を農用地土壌汚染対策地域として昭和61年2月14日指定した。また9月24日、農用地土壌汚染対策計画及び公害防止事業費事業者費用負担計画を樹立し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着工し、土地改良対象面積114.9ha中、平成8年度までに100.7haが終了している。

なお、鉱害対策として昭和47～平成9年度に事業費累計2,262,311千円で坑廃水処理施設、沈澱物堆積場の設置及び整備、堆積場鉱害防止工事、大切坑道補修工事等を行ってきており平成9年度は事業費61,030千円で鉱害防止工事等を実施した。

第2節 水銀等重金属類の汚染の対策

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地について土壌、農作物調査を実施するとともに、内海内湾魚介類10検体、遠洋沖合魚介類10検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

1 土壌、農作物調査の状況

小田川流域の水田140haに対し、玄米中のカドミウム含有量について4地点で調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドミウム含有量は4地点平均で0.18mg/kgであり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドミウム基準値1mg/kgを上回るものはなく、食糧庁長官通達で食用以外の用途に売却することとされている0.4mg/kg以上の地点もなかった。

表122 平成9年度調査結果

(単位 mg/kg)

地 区	玄 米 中 の カ ド ミ ウ ム		
	調査地点数	最高値～最低値	平均値
岩美町高住	2	0.29～0.06	0.18
〃 太田	2	0.19～0.06	0.18
計	4	0.29～0.06	0.18

(注) 平成9年度農産園芸課調査

2 魚介類調査の状況

内海内湾魚介類9検体、遠洋沖合魚介類11検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定的規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表123 魚介類調査結果

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不適	最高値	最低値	平均値	
内海内湾魚介類	9	9	0	0.08 ^{ppm}	0.01 ^{ppm}	0.03 ^{ppm}	
遠洋沖合魚介類	11	11	0	0.10	ND	0.04	
計	20	20	0	0.33	ND	0.04	

(注) 平成9年度県民生活課調査

ND 検出されず

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている魚介類20検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和47年8月24日厚生省暫定的規制)を下回っていた。

表124 食品調査結果

種 類 別	総検体数	検 出 値			暫定的規制値	適	不適	備 考	
		最高値	最低値	平均値					
魚 介 類	内海内湾	9	0.02 ^{ppm}	ND	0.01 ^{ppm}	3.0 ^{ppm}	9	0	まぐろ、めばる、かます、かれい、さば、白いか、ずわいがに、しまめいか、ひらめ、かわはぎ、たい、さんま、赤はた、さざえ、ほうぼう、はまち、あじ
	遠洋沖合	11	0.02	ND	0.01	0.5	11	0	
	計	20	0.02	ND	0.01	3.0	20	0	

(注) 平成9年度県民生活課調査

ND 検出されず(0.01未満)

第8章 中小企業に対する貸付

表125 鳥取県中小企業設備資金制度（平成9年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	5,000万円以内（組合等 5,000万円以内）
貸付利率	年2.7%以内（保証付の場合年2.31%以内）
返済方法	12年以内（2年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	県指定金融機関

表126 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
平成3	2 件	6,320 万円
4	1	3 830
5	0	5 000
6	0	—
7	0	—
8	0	—
9	0	—

表127 施設別貸付実績

年度	施設別	汚水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
		件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
平成3		2	3 830				
4		1	5 000				
5		—	—				
6		—	—				
7		—	—				
8		—	—				
9		—	—				

(2) 中小企業近代化資金等助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表128 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
平成 3	5 件	7,386 万円	汚水処理施設
4	1	1 150	汚水処理施設
5	2	1 980	汚水処理施設、産業廃棄物処理装置
6	—	—	
7	—	—	
8	—	—	
9	—	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表129 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

(産業公害防止貸付)

(公害貸付)

年度	制度	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
平成 3		一件	一万円	一件	一万円
4		2	6,000	—	—
5		3	15,000	—	—
6		—	—	—	—
7		1	9,000	—	—
8		1	70,000	—	—
9		—	—	—	—

(4) 環境事業団貸付け

表130 環境事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
平成 3	} 該当なし 件	万円	
4			
5	2	24 700	産業廃棄物処理施設、汚水処理施設
6	—	—	
7	—	—	
8	—	—	
9	—	—	

第9章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の状況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を指名し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情の受理処理状況

1 公害苦情の受理状況（県、市町村新規受理分）

(1) 平成9年度における本県の公害苦情受理件数は175件であり 平成8年度188件に比べ13件減少している。

(2) 年度別公害苦情種別受理件数は、次のとおりである。

表131 年度別公害苦情種別受理件数

年度 公害の種類	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
大 気 汚 染	13	9	14	25	28	52
水 質 汚 濁	19	25	17	27	43	26
騒 音	18	12	31	20	36	21
振 動	2	1	6	4	1	5
悪 臭	19	22	32	32	32	30
土 壌 汚 染	—	—	—	—	1	—
そ の 他	61	60	42	44	47	41
計	132	129	142	152	188	175

公害の種類別苦情は、平成9年度受理件数では、大気汚染52件（30％）、悪臭30件（17％）、水質汚濁26件（15％） 騒音21件（12％） 振動5件（3％） その他41件（23％）の順となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市58件（前年度37件）を最高に、鳥取市34件（前年度22件）、境港市21件（前年度29件） 日吉津村7件（前年度10件）の順となっており ほとんどが市部に集中している。

2 公害苦情の処理状況（県、市町村新規受理分）

平成9年度における公害苦情件数175件中解決したもの170件で、解決率は97.1％となっている。

平成9年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

表132 公害苦情種類別処理状況

区分 公害の種類	受 理 件 数 A	解 決 件 数 B	解決率 $(\frac{B}{A} \times 100) \%$
大 気 汚 染	52	49	94.2
水 質 汚 濁	26	26	100
騒 音	21	19	90.5
振 動	5	5	100
悪 臭	30	30	100
土 壌 汚 染	—	—	—
そ の 他	41	41	100
計	175	170	97.1

3 公害苦情の種類別発生源内訳（県、市町村新規受理分）

公害の発生源別では、製造業30件（17％）、建設業28件（16％）、家庭生活22件（13％） サービス業17件（10％） 卸売 小売業 飲食店16件（9％） 農業10件（5％） その他52件（30％） などとなっている。

表133 公害苦情種類別発生源内訳

種類	発生源							
	農 業	建設業	製造業	卸売・ 小売業 飲食店	サービス業	家庭生活	その他	計
大 気 汚 染	1	12	8	5	6	9	11	52
水 質 汚 濁	—	1	7	3	3	1	11	26
騒 音	1	5	5	4	2	3	1	21
振 動	—	2	—	—	2	—	1	5
悪 臭	4	2	9	4	2	4	5	30
土 壌 汚 染	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	4	6	1	—	2	5	23	41
計	10	28	30	16	17	22	52	175

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者を選任している工場数は53工場である。（資料48参照）

第10章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

第1節 とっとりアジェンダ21の普及

地球環境問題は人類の生存基盤にかかわるものであり、その対策は人類全体で一人ひとりが主体的に取り組まなければならない重要な課題である。

1992年6月、ブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で各国の地方公共団体が地域住民との協議により、住民、事業者、行政が一体となって行動を推進していくための「ローカルアジェンダ21」を策定すべきであるとの合意が形成された。

これを受けて鳥取県では平成9年2月、地球的視野に立って地域の環境の保全のため県民、事業者、行政が一体となって取り組む具体的な行動指針として「とっとりアジェンダ21」を策定し、その普及啓発に努めている。

基本方針1 環境に配慮したライフスタイルづくり

現在の大量生産 大量消費 大量廃棄を伴う社会経済活動を見直し、それぞれの分野での行動を、省資源やリサイクルにつとめ、大気や水環境に配慮した、環境にやさしいライフスタイルとして確立する。

- 課題
- ①エネルギーの節約・効率的利用
 - ②自動車走行への配慮
 - ③CO₂の減量化
 - ④河川・湖沼の汚濁の防止
 - ⑤節水・水資源の有効利用
 - ⑥環境保全活動の推進

基本方針2 環境にやさしい地域づくり

エネルギーや資源のより効果的な利用のための対策、物流・交通対策、環境に配慮した施設の建設や管理運営等と併せ、地域の環境と調和する農林水産業等の促進、更には緑地の保全、創出等自然と調和する環境にやさしい地域づくりを推進する。

- 課題
- ①豊かな自然を残す
 - ②地域の緑化の推進
 - ③都市基盤の整備
 - ④自然エネルギー等の活用の推進
 - ⑤環境にやさしい企業活動の推進
 - ⑥ごみの散乱防止
 - ⑦道路環境の整備
 - ⑧環境にやさしい農業への取組
 - ⑨環境にやさしい林業への取組
 - ⑩環境にやさしい農業への取組

基本方針 3 環境と調和する社会システムづくり

持続的発展が可能な社会の実現を目指し、生産・流通・消費・廃棄のシステムを再考するとともに、地域における循環型の社会経済システムとして定着するよう各分野での社会システムづくりを促進する。

- 課題 ①資源の有効利用
②オゾン層保護対策の推進
③環境教育 環境学習の推進

基本方針 4 環境分野での国際協力

地球環境問題を理解し、身近なものとして関心をもち、環日本海地域をはじめとする環境分野での技術交流や熱帯林の適切な使用など実施可能な国際協力を推進する。

- ①環日本海地域を中心とし国際協力の推進
②熱帯雨林の無秩序利用の抑制

以上の各課題に対応する取り組むべき具体的な県民行動、事業者行動、行政行動をあげ、環境に負荷の少ない鳥取県をめざす指針として「とっとりアジェンダ21」に示した。

第2節 国際交流

1 「環日本海圏地方政府国際交流・協力フォーラム 学術研究者会議」の開催

環日本海地域における環境面での相互協力を図るため、環境施策の現状、環境問題に関する共同取組の具体的な方策について、環日本海圏4 地方政府の行政関係者と大学関係者が意見交換を行った。

- (1) 日 時 平成9年8月27日(水)
(2) 会 場 ホテルユーオータニ鳥取
(3) 合 意 事 項 ●水環境等の情報交換の実施(インターネット等を利用)
「湖沼の富栄養化のメカニズムの解明とその防止について」をテーマとした
共同研究の実施
(4) 参加地方政府 中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿海地方、鳥取県

2 職員の相互派遣

友好提携を結んでいる韓国江原道と環境保健分野研究者の1か月間の相互派遣を実施し、技術交流を図った。

- (1) 鳥取県からの派遣
鳥取県から韓国江原道保健環境研究院へ2名を派遣し、人工湿地利用の汚水浄化処理等について研究を行った。
(2) 韓国江原道からの受入れ
韓国江原道から鳥取県衛生研究所に2名を受入れ、湖沼等の富栄養化防止のための技術体系の比較等について研究を行った。